

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱

（傍線部分は令和元年九月一日、波線部分は令和二年十月一日、二重線部分は令和三年四月一日から

施行）

第一 建設業法の一部改正

一 許可基準の見直し

建設業の許可基準のうち、五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者を置くこととする基準を、建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合することに改めるものとすること。

（第七条関係）

二 許可を受けた地位の承継

- 1 建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の際に、あらかじめ国土交通大臣等の認可を受けたときは、譲受人等は建設業の許可を受けた地位を承継するものとすること。（第十七条の二関係）
- 2 建設業者が死亡した場合において、国土交通大臣等の認可を受けたときは、相続人は建設業の許可を受けた地位を承継するものとすること。

（第十七条の三関係）

三 請負契約における書面の記載事項の追加

建設工事の請負契約における書面の記載事項に、工事を施工しない日又は時間帯の定めに關する事項等を追加するものとすること。

(第十九条関係)

四 著しく短い工期の禁止

1 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないものとすること。
(第十九条の五関係)

2 國土交通大臣等は、発注者が1に違反した場合において特に必要があると認めるときは、当該発注者に対して勧告することができるものとし、その者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができるものとすること。

(第十九条の六関係)

五 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供

注文者は、契約を締結するまでに、建設業者に対して、その発生のおそれがあると認めるときは、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を提供しなければならないものとすること。

(第二十条の二一関係)

六 下請代金の支払方法

元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならないものとすること。

(第二十四条の三関係)

七 不利益な取扱いの禁止

元請負人は、その違反行為について下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないものとすること。

(第二十四条の五関係)

八 建設工事従事者の知識及び技術又は技能の向上

建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないものとすること。

(第二十五条の二十七関係)

九 監理技術者の専任義務の緩和

工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者としてこれに準ずる者を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないものとすること。

(第二十六条関係)

十、主任技術者の配置義務の合理化

特定の専門工事につき、元請負人が工事現場に専任で置く主任技術者が、下請負人が置くべき主任技術者の職務を併せて行うことができることとし、この場合において、当該下請負人は、主任技術者の配置を要しないものとすること。

十一、技術検定制度の見直し

技術検定を第一次検定及び第二次検定に分け、国土交通大臣はそれぞれの検定の合格者に合格証明書を交付するとともに、合格者は政令で定める称号を称するものとすること。

(第二十七条関係)

十二、復旧工事の円滑かつ迅速な実施を図るための建設業者団体の責務

建設業者団体は、災害が発生した場合において復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、建設業者と関係機関との連絡調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

(第二十七条の四十関係)

十三 工期に関する基準の作成等

中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができるものとすること。

(第三十四条関係)

十四 標識の掲示義務の緩和

建設業者が工事現場に標識を掲げなければならない義務について、発注者から直接請け負った建設工事のみを対象とするよう改めるものとすること。

(第四十条関係)

十五 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等

1 國土交通大臣等は、建設業者等に指示をする場合において、当該指示に係る違反行為が建設資材に起因するものであると認めるときは、これを引き渡した建設資材製造業者等に対しても、再発防止のため適切な措置をとるべきことを勧告することができるものとすること。

2 國土交通大臣等は、1の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表し、又は当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。 (第四十一条の二関係)

十六 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正

一 受注者の違反行為に関する事実の通知

各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が著しく短い期間を工期とする下請契約を締結していると疑うに足りる事実があるときは、国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないものとすること。

二 適正化指針の記載事項の追加

公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関する事項を、公共工事の入札及び契約の適正化に係る指針の記載事項として追加するものとすること。

三 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（附則第一条関係）

二 所要の経過措置を定めるものとすること。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 この法律による改正後の建設業法の施行状況に関する検討規定を設けるものとすること。

(附則第六条関係)

四 その他所要の改正を行うものとすること。

(附則第七条及び第八条関係)